

ヤングケアラー支援機関向け

# ヤングケアラー 支援ガイドブック

－気づき・寄り添い・支援の実践手引き－



尾張旭市  
こども家庭センター  
令和7年12月発行

# 1 このガイドブックの目的

## ① 目的

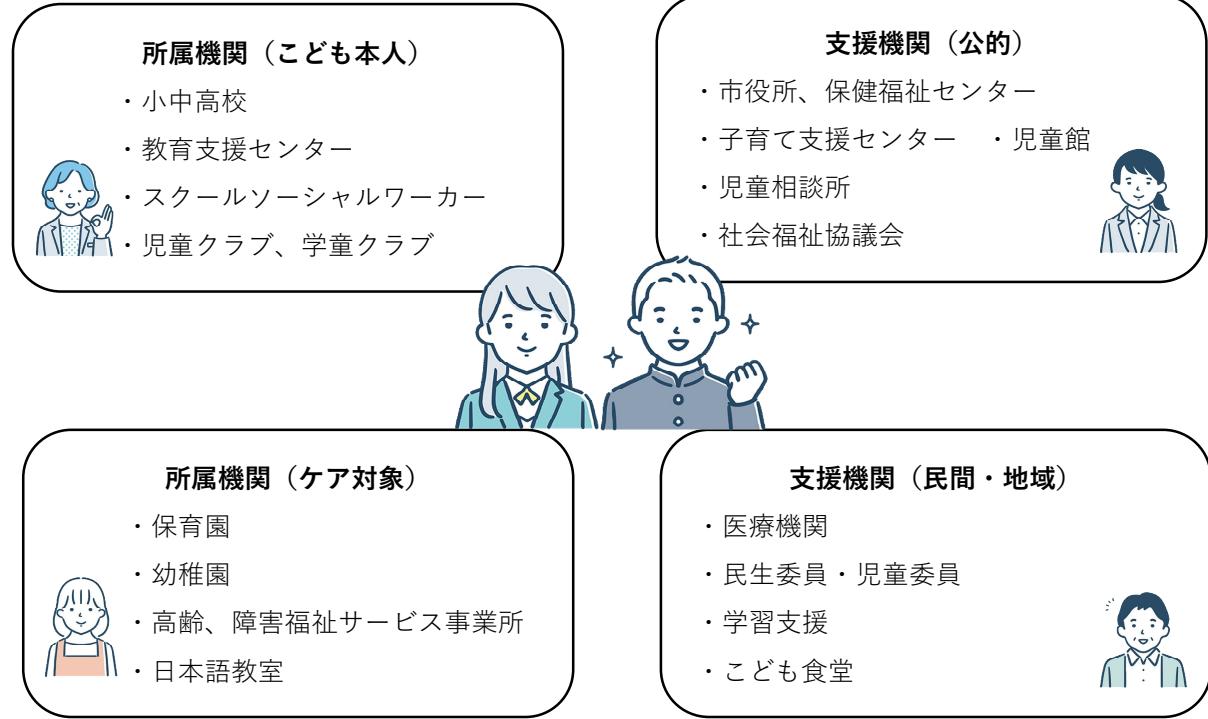
このガイドブックは、ヤングケアラーの定義や支援のポイント、流れなどを示し、支援に関わる多様な関係機関が共通認識を持って、地域における支援体制づくりを推進することを目的としています。

子ども自身やその家族がヤングケアラーであることを認識していないことが多い、また家庭のことで悩みがあっても相談する場合は少ないというのが現状です。さらに、周囲が異常に気づいても家庭の問題に対して介入しにくいくことなどから「潜在化しやすい」という特徴があります。

そのため、地域の関係機関が連携しながらヤングケアラーに「気づき」「寄り添い」「支援する」ということが重要となります。

身近な大人である私たちが、ヤングケアラーについて正しい理解を持ち、その存在に気づき、きめ細やかな支援が届けられる地域をつくっていきましょう。

## ② 支援に携わる関係機関のイメージ



このガイドブックでは、読みやすさの観点から一部の用語を以下の略称を用いて掲載している箇所があります。

- ・YC（ヤングケアラー）
- ・YCC（ヤングケアラーコーディネーター）
- ・民児委（民生委員・児童委員）
- ・SSWr（スクールソーシャルワーカー）
- ・SC（スクールカウンセラー）

## 2 ヤングケアラーとは

### ヤングケアラーの概念

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、令和6年6月12日に施行されました。この改正では、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、各種支援に努めるべき対象として明記されました。

※「過度に」とは、こどもにおいては、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては、自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指します。

〈ヤングケアラーの例〉



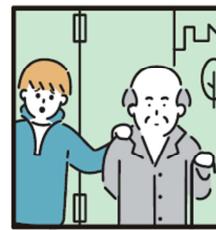
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

他にも、

- ・依存的な親に対応するなど、見守りや感情面のサポートをしている
- ・精神疾患や知的障がい、発達障がい、疾病や難病等のある親やきょうだいの面倒をみている
- ・きょうだいの保育園や児童クラブなどへの送り迎えをしている

などもヤングケアラーに含まれます。

### 3 本市におけるヤングケアラーの実態

令和6年度にヤングケアラーに関わることが想定される学校や保育園、福祉関係団体等を対象に、認知度、対象者の把握と支援の状況、行政との協働の意向等についてアンケート調査を行いました。

また、アンケート調査でヤングケアラーを支援している、あるいは支援したことがあると回答した団体を対象に、ヒアリング調査を行い、具体的な事例についても詳細な聞き取りを行っています。

#### **① 調査対象**

分類	調査対象（数）	回答数
学校等	小学校（9）／中学校（3） 県立高校（1）／SSWr（3）	16件
団体等	保育園（20）／高齢福祉サービス事業所（20） 障害福祉サービス事業所（8）／こども食堂（3） 学習支援（2）／日本語教室（2）／その他（3）	45件
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員（130）	116件

#### **② 主な調査結果**

調査項目	回答
YC という言葉の認知度	言葉を知っている割合は学校等 100%、団体等 91.1%、民児委 87.9%
YC に気づくきっかけ (複数回答)	・学校等：「子ども本人の話」93.8%、「学校に通えていない、遅刻・早退が多い」87.5% ・団体等：「家族のケアや家事を日常的に行っている」77.8%、「子ども本人の話」73.3% ・民児委：「学校に通えていない、遅刻・早退が多い」76.7%、「子ども本人の話」70.7%
YC と思われる子どもの人数	YC と思われる子どもの人数は学校等 20 人、団体等 6 人、民児委 3 人 ※各機関がそれぞれで把握しているため、重複を精査した実件数は 27 人
YC 発見時の相談先 (複数回答)	・学校等：教育委員会 62.5%、児童相談所 62.5% ・団体等：市役所 75.6% ・民児委：市役所 60.3%、学校 50.0%
YC 支援のために必要なこと (複数回答)	・学校等：「子ども自身が YC について知る」81.3%、「保護者が YC について知る」81.3% ・団体等：「子ども自身が YC について知る」71.1%、「保護者が YC について知る」75.6% ・民児委：「子どもや保護者が相談できる場所をつくる」75.0%

### ③ 調査結果のポイントと本市の対応方針

#### ・ヤングケアラーの認知度

支援機関におけるヤングケアラーという言葉の認知度は高いことが伺えます。今後は、具体的な支援の方法や関係機関における連携についての知識や知見の向上に努め、実支援に向けた取組が必要となります。

また、支援機関だけでなく、こども本人や保護者自身がヤングケアラーについての理解を深めていくために広報やHP等を通じて、定期的に情報を発信し、社会全体でヤングケアラーを支援するための機運の醸成に努めます。

#### ・ヤングケアラー情報の集約化

調査結果では、ヤングケアラー発見時の相談先として、市役所、学校、教育委員会、児童相談所などが挙げられ、相談先が支援機関により異なっていることが伺えます。

今後は、相談窓口を一本化することで情報の集約を図り、スムーズな支援につなげることが必要です。そのため、相談支援を統括する要の役割であるヤングケアラーコーディネーターを配置し、その周知を図ります。

#### ・ヤングケアラーの把握

調査結果から「こども本人の話」や「子どもの普段の様子」といった子どもの変化をきっかけとしてヤングケアラーを把握することが多いことが分かりました。子どもの言動や小さなサインなどからその変化を早期に察知できるよう、支援者側の知識を深めるとともに、関係機関の連携を強化することが必要です。

さらに、定期的に学校等でこどもを対象とした調査を行い、自ら相談できるような仕組みづくりを進めます。

#### ・ヤングケアラー支援策の充実と周知

ヤングケアラー支援では、その把握とともに、多種多様なケースに対応し、様々な支援機関が主体となって充実した支援策を整備することが必要です。

また、各支援機関が提供する福祉サービス等について、ヤングケアラーが利用可能な制度の周知を図り、関係機関が一体となってアプローチすることが求められます。

ヤングケアラーに関する調査報告書（令和6年度）は市ホームページに掲載しています。



## 4 ヤングケアラー支援のポイント

ヤングケアラー支援では、周囲の大人の気づきと丁寧な寄り添いによる信頼関係の構築が必要です。ここでは、気づきのヒントや関わり方のポイントなどを紹介します。

### ① 支援者としての姿勢

ヤングケアラー支援は、「かわいそうなこどもを助ける」というものではありません。

ケアが必要な家族と一緒に暮らす状況は誰にでも起こり得るものであり、こどもがその中でケアを担う状況が生じることもあります。

そのため、こどもが過度な負担や責任を負ったり、ケアを受ける家族が悪者になることのないよう、社会や大人が、こどもと家族を支える姿勢を持つことが重要です。

また、こどもがおかれている状況や、ケアを担うことに対する考え方は多様で、一人ひとりが複雑な感情の中でケアを行っている様子も見受けられます。そのため、ヤングケアラー支援では、当事者の気持ちや意向、ペースに丁寧に寄り添うことが求められます。家族全体にとってよりよい支援の方向性を模索しながら、家族に関する支援関係者と連携調整を図り、中長期的に支援していく姿勢が大切です。

### ② ヤングケアラーと子どもの権利

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを行うことによる責任や負担の重さにより、健康状態や学業、友人関係などに影響が生じている状態にあります。

これは本来守られるべき「子どもの権利」が侵害されている可能性があります。また、そのような状況が長引くと、「自分の思いを言えなくなってしまう」「将来の希望が持てなくなる」「自身の自立が遅れる」といった影響を及ぼすことも考えられます。

そのため、関係機関がヤングケアラーについて正しく理解・認識し、このようなこどもを早期に発見し、支援につなげていくことが大変重要となります。

#### 子どもの権利条約で明記されている 子どもたちの人権を保障するための基本的な柱

##### 4つの権利

- ・生きる権利
- ・守られる権利
- ・育つ権利
- ・参加する権利

##### 4つの一般原則

- ・生命、生存及び発達に対する権利
- ・子どもの最善の利益
- ・子どもの意見の尊重
- ・差別の禁止

### ③ ヤングケアラーへの気づき

#### ・見過ごされやすい存在

ヤングケアラーは家庭内の問題であることや、本人やその家族に自覚がないことなどから潜在化しやすく、「見ようとしないと見えない存在」であると言われています。また、ヤングケアラー自身が、家族へのケアを負担に感じていても、「自分の役割である」「家族の病気や障がいを周囲には隠したい」と考えている場合もあり、相談できないままケアを担い続けるケースもあります。

そのため、地域の身近な大人である私たちが、日ごろから子どもの様子や変化に目を配り、ヤングケアラーの可能性を念頭に置くようにしましょう。

#### ・ヤングケアラーの気づきのヒント

##### ・健康に関すること

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 必要な通院・受診・服薬ができていない           | <input type="checkbox"/> 虫歯が多い              |
| <input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある                  | <input type="checkbox"/> 食事の際、過食・偏食傾向がある    |
| <input type="checkbox"/> いつも眠そうにしている                  | <input type="checkbox"/> 表情が乏しい             |
| <input type="checkbox"/> 過度に太っている・痩せている               | <input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしている |
| <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていない（髪・服装・臭い・清潔感がない） |   |

##### ・教育に関すること

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 欠席・遅刻・早退が多い      | <input type="checkbox"/> 保健室によく来る        |
| <input type="checkbox"/> 学力が低下している        | <input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている   |
| <input type="checkbox"/> 居眠りしていることがある     | <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い   |
| <input type="checkbox"/> 集金が未払い・遅れる       | <input type="checkbox"/> 修学旅行等の行事を欠席する   |
| <input type="checkbox"/> 提出書類が期日までにそろわない  | <input type="checkbox"/> クラスの子たちとの関わりが薄い |
| <input type="checkbox"/> 授業参観や懇談会に保護者が来ない | <input type="checkbox"/> 保護者との連絡がつながりにくい |

##### ・その他

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 家に介護が必要な家族がいる                  | <input type="checkbox"/> 家族分の買い物をよくしている   |
| <input type="checkbox"/> 年齢よりも大人びている                    | <input type="checkbox"/> 夜、こどもたちだけで過ごしている |
| <input type="checkbox"/> 年下のきょうだいの送迎や世話をしている姿をよく見る      |   |
| <input type="checkbox"/> 日本語が苦手な親のために通訳をしたり、手続きをしたりしている |   |
| <input type="checkbox"/> 家の中が物であふれたり、掃除がされていなかったりする     |   |

**児童虐待（ネグレクトを含む）が疑われる場合は、ためらわずに通告してください。**

**通告は義務です。**虐待の判断は市や児童相談所等の専門機関が行います。

・こども家庭センター子育て支援係 53-6101

・児童相談所虐待対応ダイヤル 189 いちはやく

## ④ ヤングケアラーへの関わり方

### ・ヤングケアラーへの関わり方のポイント

ヤングケアラー本人への日常的な関わりを大切にして、本人から見て「信頼できる大人」になります。自分のことを気にかけてくれる大人がいることが安心感につながり、話がしやすい関係になれば、家族の状況に関する相談ができるようになります。

ヤングケアラーの問題を解決するためには、ヤングケアラー本人だけでなくケアしている家族への支援が必要不可欠です。その家族の状況を把握し、ケースに応じて、各関係機関がそれぞれの専門領域から関わっていくこととなります。

## ⑤ 支援を行う上での留意点

### ・無理に聞き出そうとしない

ヤングケアラーかもしれないと感じた場合でも、強引に家のことや本人の気持ちを聞き出そうとせず、挨拶や声かけから信頼関係を築きましょう。こどもとの信頼関係は、日ごろの何気ない関わりの中で「受け入れてくれる」「安全に話ができる」といった安心感の中で育まれます。

また、すぐに支援につながらない場合も、「いつでも話してほしい」という態度で接することが重要です。

### ・極端な価値づけしない、一方的に意見を押し付けない

本人は家族のケアをしていることを、自分では立派なことだと感じている場合や隠したいと考えている場合など、思いは様々です。大人側の価値観で過度に褒めたり、間違いを指摘したりしないでください。まずは本人や家族の気持ちを汲み取るよう努めましょう。

また、「ヤングケアラー」と呼ばれること自体が本人や家族を傷つける場合も考えられます。

### ・実支援や家庭への介入を急がない

ヤングケアラーは、“見えづらさ”だけでなく、“支援のしづらさ”も課題の1つです。ヤングケアラー本人やその家族に自覚がない場合が多く、支援を受ける必要性を感じていなかったり、支援を望んでいなかったりすることがあります。したがって、いきなり家庭に介入することは難しいため、まずはヤングケアラー本人への「寄り添い型支援」から始めましょう。

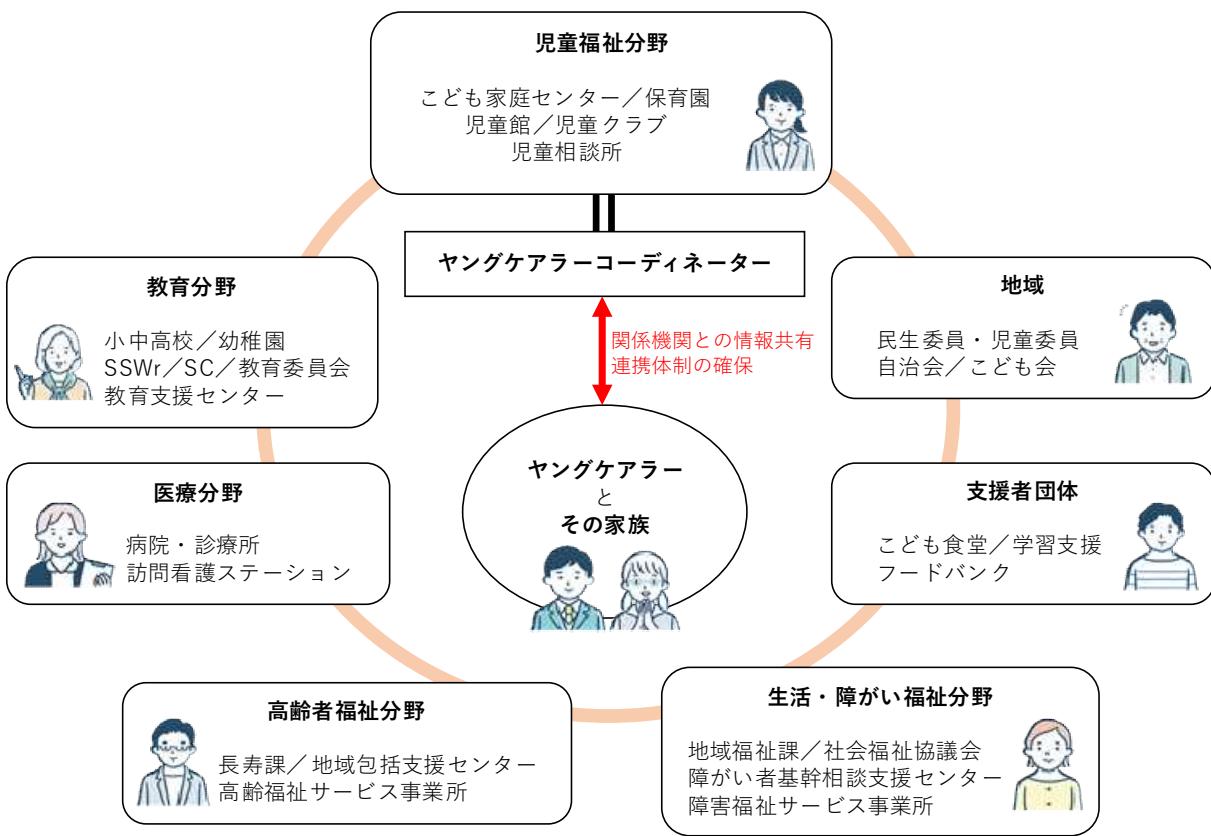
### ・単独の支援機関での解決を求めない

ヤングケアラーサポートは、その存在に気づいた支援者が単独で解決できるものではなく、多くの関係機関が連携し、状況に応じた支援を検討することが必要です。

多機関での連携が必要なケースでは、市ヤングケアラーコーディネーター（P9参照）が調整役となり、各関係機関との情報共有、支援における役割分担、支援方針の検討などを行います。

## 5 本市における支援体制

### ① ヤングケアラー支援ネットワークのイメージ



### ② ヤングケアラーコーディネーター（YCC）とは

多機関の連携・協力が求められるヤングケアラー支援において、関係機関との情報共有や連携体制の確保を行う上で要となる人材です。各支援者がヤングケアラーを把握した際に「対応方法に迷う」「支援の糸口が見つからない」という状況があれば、こども家庭センターのYCCに情報共有をお願いします。

ヤングケアラー支援では、すぐに状況の改善や実支援につながらない場合でも、多くの関係機関がその家庭の状況を把握し、見守ることが重要です。

また、ケアの負担だけでなく、学業や進路、不登校など、ヤングケアラーを取り巻く様々な困りごとについても、専門的な知見から必要な支援を検討し、情報提供や助言を行います。

そのほか、YCCは、定期的な学校訪問による情報収集や関係機関向けの研修の企画などを行い、ヤングケアラー支援ネットワークを強化する役割も担っています

## 6 支援の流れ

多機関連携による支援の流れを「気づく」「つなぐ」「支える」の3段階に分けて整理します。

### ① 気づく

#### ・気づきのきっかけ

ヤングケアラーを適切な支援につなげるには、各関係機関がその存在に気づき、情報を共有することが重要です。P7「③ ヤングケアラーへの気づき」に記載の項目などを参考に、小さな変化に気づけるようにしましょう。

ここでは、分野ごとのヤングケアラーの気づきを例示します。

分野	気づきの例
教育	学校は、こどもと日常的に接する機会が特に多く、登校状況や生活態度の変化など、子どもの些細な変化に気づくことが可能です。 また、SSWr や SC はそれぞれの専門分野から子どもたちの抱える課題に対し、支援と助言を行う中で YC を把握することもあります。
医療	ケア対象者への問診や診察の中で、ケアを担う子どもの存在を確認できる可能性があります。また、薬局などで子どもが家族の処方箋を出しにくる場面があれば、家庭内での子どもの役割に気づくきっかけとなります。
介護・障害福祉	訪問や送迎などのサービス提供時に家族と直接関わる中で、子どもが担うケアの状況を把握できる場合があります。
地域	地域の居場所やコミュニティ活動の中で、YC の存在に気づく場合があります。

#### コラム 「ケアとお手伝いは何が違うの？」

かつては、子どもが家族のケアをすることについても「お手伝い」として捉えられ、家族で助け合うことは賞賛されてきました。確かに、子どもは「お手伝い」をすることで、自信を持ったり、家族との絆を強く感じたりすることもあるでしょう。

ただし、子どもの年齢や成長を度外視した役割を長年に渡って担う場合には、学業や交友関係で支障が生じ、結果的に生活へのマイナスの影響が大きくなっています。

そのため、「ケア」と「お手伝い」の違いについては、その場面だけを切り取るのではなく、①家庭の状況、②ケアの内容と頻度・時間、③ケアの責任の度合い、などから総合的に判断する必要があります。

幼いきょうだいの世話をするにしても、「自分のほかに世話をする人がいないか」「毎日必ず行う役割として担っているか」「自分の勉強や部活よりも優先しなければいけないか」など、その状況により区別されるものでしょう。

#### ・本人や家族との信頼関係づくり

ヤングケアラー支援では、周囲からは支援が必要と感じられても、こどもや家族が支援を望まない場合もあり、支援につなげることの難しさが指摘されています。

信頼関係が十分に構築されていない段階で、無理に支援につなげようとすると、大人への不信感を招き、かえって支援を拒否される可能性もあるため、留意が必要です。

このような場合、支援を急ぐのではなく、まずは、こどもや家族の気持ちやペースを尊重し、**困ったときに相談してもらえるような信頼関係を築く**ことが必要です。関係構築には時間がかかりますが、継続的な関わりの中で、徐々に関係を深めていきましょう。

また、1回の面談や訪問だけでは、こどもや家族が望む支援メニューを容易に提示できない場合もあるため、継続的な対応が求められます。

ヤングケアラー支援はひとつ間違えると、こどもや家族を傷つけることになりかねません。学校であれば、SSWr や SC などの専門職、学校以外の場合は YCC と連携し、一緒に話を聞くことなども考えられます。

## ② つなぐ

#### ・情報の集約

ヤングケアラーかもしれないと気づいた際は、事態の深刻化を予防するためにも、そのままにしないことが大切です。まずは、把握した機関における情報を整理し、YCC へ情報提供をお願いします。

#### ・他機関へ情報提供する際の留意点

情報提供に当たって、本人の同意が得られていない場合でも、単独の支援者だけで抱えず、その時点で把握している情報（個人情報を除く）を基に相談してください。

また、具体的な支援を提供する段階では、基本的にこどもや家族からの同意が必要ですが、同意が得られない場合でも、関係機関における見守りを継続するほか、必要なときにこどもや家族が助けを求められるような関係性を築くことが求められます。

なお、子どもの福祉を脅かすような状況が疑われる場合は、児童福祉法に基づく**要保護児童対策地域連携会議の枠組みを活用して、個人情報を関係機関と共有することも可能**なため、ご相談ください。

#### ・アセスメントと支援方針の検討

支援策を検討するために、こどもや家族の生活状況、意向や支援の必要性等の確認を行い、課題を整理します。その際は、日ごろ家庭と接している支援機関と今後携わることが見込まれる関係機関が連携することが重要なため、必要に応じて**個別ケース検討会議を合同開催**します。

### -課題を整理するためのポイント-

主観的情報	客観的情報
<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの認識、意向 (「やらされている」「自らの意志でやる」など)</li><li>・家族の認識、意向 (「やらせて申し訳ない」「家族だから当然」など)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ケアの内容、頻度、時間</li><li>・権利侵害の有無(生活、健康、学業、交友など)</li><li>・ケア対象者の状況(疾病、障がい等)</li><li>・生活環境、経済状況</li><li>・現在利用している支援の状況</li></ul>

#### ・関係機関における役割分担の調整

YCCが中心となり、支援対象となる家庭の状況に応じたそれぞれの役割分担を調整します。

例えば、子どもが通う学校の先生がヤングケアラーの思いを聞く。日ごろ家庭に関わっている福祉サービス事業所の職員が保護者とのコミュニケーションを取る。子ども家庭センターが他の機関からの情報を集約し、関係機関と共有する。などが考えられます。

また、家庭の状況に変化が生じた場合は、必要に応じて隨時、支援計画や役割分担の見直しも検討します。

### -多機関・多職種による連携支援十か条-

・ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
・緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで 性急に家庭に支援を入れようとする ことはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
・ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
・支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
・支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
・支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
・各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
・既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
・ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけ、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
・円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

出所：有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」より

### ③ 支える

#### ・家族まるごと支援

ヤングケアラーが抱える課題の背景には、介護・ケアを必要とする家族の健康問題や経済的な困窮など、家族全体に関わる複合的な要因が考えられます。そのため、家族全体の状況改善を図ることが、結果としてヤングケアラーの負担軽減につながることから、家族全体を包括的に支援することが大切です。

#### ・家庭の状況に応じたサービスの提供

ヤングケアラー支援では、家庭が抱える様々な課題が関係しあい、複合化しやすいという特徴があります。

支援策を検討する上で、単独の支援機関だけでは対応できない場合でも、関係機関が提供する既存のサービスと組み合わせた支援を検討することも必要です。

こども家庭センターでは、想定される具体的な事例で利用できる福祉サービス等を分野別にまとめた「ヤングケアラー支援ガイドブック（福祉サービス一覧）」を作成していますので、参考してください。



#### ・サービスの提供後の関わり方

サービスの提供によりこどもが担うケア負担が軽減された場合でも、何らかの環境変化によって再びケアを担うことになる可能性を考慮した関わりが必要です。

また、ヤングケアラーが担うケアは、長く続く場合も突然終わる場合もあります。長期間におよぶケアにより、学業や交友関係の機会が失われるなど、こどもにとって必要な時間を過ごせず、社会生活を円滑に営む上での困難さや、ケアが終わった後に生きづらさを感じる場合もあります。

そのため、サービスの提供後も、いつでも相談に応じられることを伝え、こどもや家族が安心感を持てるような配慮が必要です。

#### ・支援終結後の関係機関での見守り

サービスの提供によりヤングケアラー支援を終結した後も、日ごろからこどもや家族と接点のある機関を中心に見守りを継続し、些細な変化に気づける体制を整備しましょう。

また、子どもの進学などの際には、進学先の学校と連携し、協力を依頼するなど、本人の成長・ライフステージの変化に応じた支援を行います。

## 7 相談窓口一覧

内容	担当課・相談窓口	
ヤングケアラー全般に関すること	こども家庭センター子育て支援係	53-6102
児童虐待（疑い）に関すること	こども家庭センター子育て支援係	53-6101
	児童相談所虐待対応ダイヤル いちはやく 189	
母子保健に関すること	こども家庭センター母子保健係	53-5566
子どもの発達に関すること	子どもの発達センター	53-6103
保育園に関すること	保育課庶務係	76-8147
小中学校に関すること	学校教育課学校指導係	76-8174
いじめ、不登校などに関すること	教育支援センター	76-8179
就学援助に関すること	学校教育課庶務係	76-8176
児童クラブ・学童クラブに関すること	こども課児童育成係	76-8146
ひとり親家庭支援に関すること	こども課家庭支援係	76-8149
生活困窮に関すること	地域福祉課生活支援係	76-8141
障がいに関すること	地域福祉課障がい福祉係	76-8142
介護に関すること	長寿課介護保険係	76-8144
多文化共生に関すること	多様性推進課多文化共生係	76-8125





ヤングケアラー支援ガイドブック  
－気づき・寄り添い・支援の実践手引き－

令和7年12月発行

.....  
尾張旭市 こども家庭センター  
〒488-0074 尾張旭市新居町明才切 57 保健福祉センター3階  
TEL : 0561-53-6101 / Email : [kodomokatei@city.owariasahi.lg.jp](mailto:kodomokatei@city.owariasahi.lg.jp)